

「外貨建て金利スワップ取引等の取扱いに係る制度要綱」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

2015年4月28日

株式会社日本証券クリアリング機構

当社では、「外貨建て金利スワップ取引等の取扱いに係る制度要綱」について、2015年2月10日に公表し、同年3月12日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、3件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当社の考え方は以下のとおりです。

コメントの概要	コメントに対する考え方
<ul style="list-style-type: none">変動証拠金の支払時限は日本円と同様、日本時間の午前11時となっているが、実務上困難を伴うと思われるため、支払清算参加者による入金時限(T+1 AM11:00)の延長、または変動証拠金の通知時限(T+0 17:00)の前倒しをお願いしたい。また、外貨で決済をするのであれば通知日の翌々日決済にさせていただくことも検討していただきたい。	<ul style="list-style-type: none">外貨建て金利スワップ取引については、清算参加者及びその他関係者を交えた制度検討に係る議論を踏まえ、当社利用に係る利便性の観点からは、既存の円金利スワップ取引の業務フローにあわせて、日本の営業日に日本時間の日中に債務負担処理を行うことが重要との認識に基づき、業務フローを構築しております。外貨建て金利スワップ取引に係る変動証拠金の決済時限についても、こうした観点から、既存の円金利スワップ取引の時限と同一としております。仮に、ご指摘のような外貨建て金利スワップ取引に係る変動証拠金の決済時限の延長を行うこととした場合、円金利スワップ取引とは異なる決済時限を前提とした業務フローを別途構築するか、または、既存の円金利スワップ取引の業務フローも併せて変更するといった対応が必要となりますが、これらは、上述の当社利用に係る利便性を損ねることとなるため、その実現は現状においては難しいものとなります。また、変動証拠金の通知時限についても、通知を行う時点では、すべての通貨についてポジションが確定している必要があることから、当該時限を前倒しする場合、円金利スワップ取引も含めて債務負担処理の時間を短縮する(前倒しで終了する)

コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>といった対応が必要となり、既存の円金利スワップ取引に係る業務フローへの影響を踏まえると、現実には難しいものとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • なお、清算委託者（クライアント）については、受託清算参加者（クリアリング・ブローカー）との間に事前の合意があれば、翌々営業日の両者が合意した時限までに清算委託者から受託清算参加者への変動証拠金の交付を行うことが可能となっております（「金利スワップ清算受託契約書」 第 21 条）。
<ul style="list-style-type: none"> • 外貨建て金利スワップの変動証拠金として授受する通貨を各々の通貨（米ドル建ては米ドル、ユーロ建てはユーロ等）だけではなく、円建ても選択できる仕組みを構築していただきたい。特に、上述の変動証拠金の決済期限の延長が認められないのであれば、JSCC が指定した円換算額で決済する方法も選択可能にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> • 外貨建て金利スワップの変動証拠金を日本円で授受するスキームについては、同様のご要望を踏まえ検討を行いました。現状、マーケットでは変動証拠金については対象となる通貨で授受するのが一般的であり、異なる通貨での授受するものとした場合、商品性自体に影響を及ぼすとの懸念が指摘されておりました。 • よって、当社としては、マーケットでの取引に係る商品性を維持するべく、変動証拠金の授受は、対象取引と同一通貨で行うこととしております。
<ul style="list-style-type: none"> • 「JPY-LIBOR-BBA」の表記について、「LIBOR」公表先が「ICE」に変更になっており、変更が必要と思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 当社では、2006 ISDA Definitions に記載の名称（JPY-LIBOR-BBA）を使用しております。今後、ISDA Definitions における名称に変更がございましたら、当社におきましても対応いたします。

以 上